

浜松市化学肥料低減定着対策事業 「基本的な取組」

※追加要件は必ずご確認ください。

補助対象期間：10月中下旬（予定）～1月末（予定）（1月末には実績報告提出のため支払を終了したうえで領収書等が必要。なお注文・発注は6月1日まで遡れる。）

番号	取組名称	取組内容	交付対象者	交付単価	交付単価根拠	実績確認方法	追加要件 (各取組の基本要件等は「肥料価格高騰対策事業実施要領別記2・3」参照)
1	土壌・生育診断の実施	1 土壌診断または生育診断を行うサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が、同サービスの利用を希望する地域の農業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。 2 地域の農業者の組織する団体が、サービス提供事業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。	1 土壌診断または生育診断を行うサービス提供事業者 2 地域の農業者の組織する団体	契約料金の1/2以内	—	・契約書 ・領収書 ・利用者名簿等	①「交付対象者」は浜松市内に本店又は支店等があること。 ②サービスを受ける農業者はアとイを共に満たした者とする。 ア分析対象農地が浜松市内であること。 イ浜松市内に居住する者。
2	土壌分析体制の強化	土壌分析を行う事業者が、地域の農業者向けの分析点数の拡大を図るため、分析機器または分析資材を購入（リース導入を含む。以下同じ。）した場合、購入費用の一部を支援する。 ※分析点数の拡大計画が必要。	土壌分析を行う事業者	分析機器または分析資材の購入またはリース導入に係る費用の1/2以内	—	・契約書 ・領収書 ・利用者名簿等	①「交付対象者」は浜松市内に本店又は支店等があること。 ② 購入・リース導入する「分析機器の設置場所」または「分析資材の使用場所」が浜松市内であること。 ③サービスを受ける農業者はアとイを共に満たした者とする。 ア分析対象農地が浜松市内であること。 イ浜松市内に居住する者。
3	堆肥等の利用拡大	堆肥等の散布を行う事業者（以下「堆肥等散布事業者」という。）が、同一の地域内において複数の農業者を相手方に堆肥等の散布契約を締結するか、地域の農業者の組織する団体が、堆肥等散布事業者と堆肥等の散布契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。	1 堆肥等の散布を行う事業者 2 地域の農業者の組織する団体	堆肥等の散布：4,000円/t	堆肥等の運搬費、散布費の1/2相当	・堆肥等の散布契約書 ・領収書 ・利用者名簿等	①「交付対象者」は浜松市内に本店又は支店等があること。 ②マニュアルスプレッダー等を用いて対象面積に満遍なく散布すること。 ③散布する堆肥はペレット等の粒状に成形されていること。（砂状は不可） ④散布を受ける農業者、農業者の団体はアとイを共に満たした者とする。 ア散布対象農地が浜松市内であること。 イ浜松市内に居住する者。
4	耕畜連携の拡大	【堆肥散布】 堆肥散布を行う事業者（以下「堆肥散布事業者」という。）が、同一の地域内において複数の農業者を相手方に堆肥の散布契約を締結するか、地域の農業者の組織する団体が、堆肥散布事業者と堆肥の散布契約を締結した場合、当該契約に要する費用の一部を支援する。 【稲わら等供給】 上記の堆肥散布を行う耕種農家が生産した稲わら等を畜産農家に供給する事業者が、稲わら等の供給契約を畜産農家との間で締結した場合、当該契約に要する費用の一部を支援する。	1 堆肥散布 (1) 堆肥散布を行う事業者 (2) 地域の農業者の組織する団体 2 稲わら等の供給を行う事業者（※）	1 堆肥散布：4,000円/t 2 稲わら等供給：2,000円/t	1堆肥等の運搬費、散布費の1/2相当 2 稲わら等の輸送経費の1/2相当	・堆肥等の散布契約書 ・領収書 ・名簿等 ・稲わら等の供給契約書 ・領収書 ・名簿等	①「交付対象者」は浜松市内に本店又は支店等があること。 ②マニュアルスプレッダー等を用いて対象面積に満遍なく散布すること。 ③散布する堆肥はペレット等の粒状に成形されていること。（砂状は不可） ④サービスを受ける農業者はアとイを共に満たした者とする。 ア散布対象農地が浜松市内であること。 イ浜松市内に居住する者。
5	国内資源活用肥料の利用拡大	肥料の販売を行う事業者が、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源（※）を活用した肥料を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。 ※「国内資源活用肥料」としての対象銘柄の定義 (①②③を全てを満たすもの) ①堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料銘柄 ②ペレット等の粒状に成形されている肥料銘柄 ③国内資源100%使用していること。	肥料の販売を行う事業者	国内資源活用肥料につき200円/20kg	地域の農業者が対象肥料を利用する際の掛かり増し経費（輸送費、散布、土壌分析・施肥設計）の1/2相当	・注文書 ・領収書 ・購入者名簿等	①「交付対象者」は浜松市内に本店又は支店等があること。 ②「国内資源活用肥料」の銘柄やその成分等も提出すること。 ③「国内資源活用肥料」としての対象銘柄の定義 (アイウを全てを満たすもの) ア堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料銘柄 イペレット等の粒状に成形されている肥料銘柄 ウ国内資源100%使用していること。 ④サービスを受ける農業者はアとイを共に満たした者とする。 ア肥料使用対象農地が浜松市内であること。 イ浜松市内に居住する者。
6	堆肥等国内資源利用体制の強化	浜松市は「6堆肥等国内資源利用体制の強化」は実施しません。					

番号	取組名称	取組内容	交付対象者	交付単価	交付単価根拠	実績確認方法	追加要件 (各取組の基本要件等は「肥料価格高騰対策事業実施要領別記2・3」参照)
7	緑肥作物の作付拡大	種子の販売を行う事業者が、緑肥作物の種子を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。	種子の販売を行う事業者	緑肥作物の種子の販売金額の1/2以内	—	・注文書 ・領収書 ・購入者名簿等	①「交付対象者」は浜松市内に本店又は支店等があること。 ②「緑肥作物の種子」の銘柄も提出すること。 ③サービスを受ける農業者はアとイを共に満たした者とする。 ア種子の播種対象農地が浜松市内であること。 イ浜松市内に居住する者。
8	低成分肥料の利用拡大	肥料の販売を行う事業者が、低成分肥料銘柄を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。	肥料の販売を行う事業者	低成分肥料（NPKの各成分値のいずれか一つまたは複数の合計値が、地域における慣行肥料と比べて5ポイント程度低い肥料銘柄）につき100円/20kg	地域の農業者が対象肥料を利用する際の掛かり増し経費（土壌分析・施肥設計）の1/2相当	・注文書 ・領収書 ・購入者名簿等	①「交付対象者」は浜松市内に本店又は支店等があること。 ②「低成分肥料」の銘柄やその成分等も提出すること。 ③サービスを受ける農業者はアとイを共に満たした者とする。 ア肥料使用対象農地が浜松市内であること。 イ浜松市内に居住する者。
9	肥料の効率利用農機のモデル導入	浜松市は「9肥料の効率利用農機のモデル導入」は実施しません。					